



令和2(2020)年度

とちぎの 県民経済計算

～栃木県経済の大きさとしくみ～

栃木県



刊行にあたって

この報告書は、令和2(2020)年度の県内経済活動の状況を県民経済計算の推計結果として取りまとめたものです。

県民経済計算は、各種の統計資料を利用し、県内及び県民の経済活動によって1年間に新しく生み出された価値(付加価値)を、経済循環の流れに従つて、「生産」・「分配」・「支出」の三面から把握した総合経済統計です。これにより県民の所得水準、県内の産業構造など、県内経済活動のすがたを総合的・体系的にとらえることができます。

この県民経済計算は、県・市町の施策をはじめ、地域経済の分析・長期計画の策定などの基礎資料として、幅広く利用されておりますが、今後とも推計精度の向上・推計範囲の拡大などを図り、県民の皆様により広く御利用いただけるよう努めて参ります。

おわりに、この推計作業にあたり、貴重な資料を御提供いただいた国・市町・関係機関・各種団体並びに御協力いただきました関係各位に対し、心から厚く御礼申し上げます。

令和5(2023)年6月

栃木県生活文化スポーツ部統計課長

御利用にあたって

1 県民経済計算について

県民経済計算は、経済関係のさまざまな個別の一次統計(統計調査の結果から直接得られる統計)等を基に推計・加工処理を行って栃木県の経済全体を表そうとする二次統計(加工統計)であり、数値は推計値です。

2 推計方法、基準年、産業分類について

現行の県民経済計算は、平成 20(2008)年に国連が勧告した国際基準(08SNA)に基づき内閣府が都道府県に示した「県民経済計算標準方式(2015 年(平成 27 年)基準版)」及び「県民経済計算推計方法ガイドライン(2015 年(平成 27 年)基準版)」に基づいて、平成 27(2015)暦年を基準年として推計しています。

なお、産業分類は「日本標準産業分類」によらず、「SNA 産業分類」による分類となっています。

3 過去に公表した県民経済計算の再推計・数値の変更について

県民経済計算では、一次統計の最新値の反映等のため、過去に遡及して再推計を行っており、過去に公表した数値に変更が生じますので御注意ください。「令和2(2020)年度県民経済計算」では、平成 23(2011)年度から令和元(2019)年度まで再推計を行っています。

4 合計値の不一致、数値の表示方法、対前年度増加率について

- ・ 金額や構成比等において、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合があります。
- ・ 対前年度増加率や構成比等において、数値がない場合には「-」で表示していますが、数値が小数点第2位以下にある場合には「0.0」、「▲0.0」で表示しています。
- ・ 対前年度増加率は、次の式により算出しています。

$$\begin{aligned} \text{対前年度増加率} &= (\text{当年度の数値} - \text{前年度の数値}) \div \text{前年度の数値} \times 100 \\ &= (\text{当年度の数値} \div \text{前年度の数値} - 1) \times 100 \end{aligned}$$

5 実質値、デフレーターについて

実質値は前年を基準年とし毎年毎年の積み重ねで接続していく連鎖方式となっています。

なお、連鎖方式の場合、各項目それぞれで実質値を算定するため、合計と内訳の計は一致しません。

また、デフレーターは次の式により算出しています。

$$\text{デフレーター} = \text{県内総生産(名目)} \div \text{県内総生産(実質)} \times 100$$

この報告書に関するお問い合わせは、下記にお願いします。

栃木県生活文化スポーツ部統計課統計分析担当
Tel 028-623-2244 Fax 028-623-2247
E-mail: tokei-bunseki@pref.tochigi.lg.jp

目 次

刊行にあたって
御利用にあたって

県民経済計算とは? 1

I 概 要

1 概 要	3
2 県内総生産(生産側)	5
3 県民所得(分配)	8
4 県内総生産(支出側)	11

II 統 計 表

統計表相互関連図・表	15
[1] 基本勘定	18
1 統合勘定	18
(1) 県内総生産勘定(生産側と支出側)	18
(2) 県民可処分所得と使用勘定	20
(3) 資本勘定	22
(4) 域外勘定(経常取引)	24
2 制度部門別所得支出勘定	26
(1) 非金融法人企業	26
(2) 金融機関	26
(3) 一般政府(地方政府等)	28
(4) 対家計民間非営利団体	28
(5) 家計(含個人企業)	30
3 制度部門別資本勘定	32
(1) 非金融法人企業	32
(2) 金融機関	32
(3) 一般政府	32
(4) 対家計民間非営利団体及び家計(含個人企業)	32
[2] 主要系列表	34
1 経済活動別県内総生産(生産側)(名目)	34
2 経済活動別県内総生産(生産側)(実質:連鎖方式)	38
3 経済活動別県内総生産(生産側)(デフレーター:連鎖方式)	40
4 県民所得及び県民可処分所得の分配	42
5 県内総生産(支出側)(名目)	46
6 県内総生産(支出側)(実質:連鎖方式)	50
7 県内総生産(支出側)(デフレーター:連鎖方式)	54

[3]付 表	56
1 一般政府(地方政府等)の部門別所得支出取引	56
2 社会保障負担の明細表(県民ベースの家計及び雇主の支払)	59
3 一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表(社会保障関係)	62
4 経済活動別県内総生産及び要素所得(名目)	65
5 経済活動別の就業者数及び雇用者数	70
[4]県民経済計算関連指標	73
[5]参 考	74
家計(含個人企業)の所得支出勘定	74

III 統計表の見方

県民経済計算について	75
[1]基本勘定	78
1 統合勘定	78
2 制度部門別所得支出勘定	81
3 制度部門別資本調達勘定	82
[2]主要系列表	83
1 経済活動別県内総生産(生産側)(名目・実質・デフレーター)	83
2 県民所得及び県民可処分所得の分配	86
3 県内総生産(支出側)(名目・実質・デフレーター)	89
[3]参 考	92
生産系列における経済活動(SNA経済活動分類)と日本標準産業分類の対応表	92

IV 推 計 方 法

[1]基本勘定	97
1 統合勘定	97
2 制度部門別所得支出勘定	97
3 制度部門別資本調達勘定	100
[2]主要系列表	101
1 経済活動別県内総生産(生産側)(名目)	101
2 経済活動別県内総生産(生産側)(実質)	108
3 県民所得及び県民可処分所得の分配	109
4 県内総生産(支出側)(名目)	115
5 県内総生産(支出側)(実質)	117

令和2(2020)年度の状況

1 日本経済の状況

令和2(2020)年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月に全都道府県を対象とした緊急事態宣言が発出され、様々な分野の経済活動の抑制や外出自粛の動きなどから景気が急速に悪化しました。

その後、感染拡大に一時的な落ち着きがみられましたが、年明けには栃木県を含む11都府県を対象に2回目となる緊急事態宣言が発出されるなど、経済は弱い動きが続きました。

2 主な出来事

令和2(2020)年	・新型コロナ感染拡大、7都府県を対象に緊急事態宣言(7日)
4月	・緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大(16日) ・内閣府、4月月例経済報告 国内景気判断11年ぶりに「悪化」
5月	・緊急事態宣言、栃木県を含む39県で解除(14日) ・緊急事態宣言全面解除(25日)
6月	・都道府県をまたぐ移動について全国的に緩和 ・【県内】感染対策「宣言書」、全業種向けに発行
7月	・「GO TOトラベル事業」開始 ・【県内】「カンセキスタジアムとちぎ」完成記念式典
8月	・4～6月期国内GDP年率換算27.8%減、戦後最悪の落ち込み
9月	・菅内閣発足
10月	・「GO TOイート事業」開始
11月	・新型コロナ、1日当たりの国内新規感染者数初の2,000人超 ・【県内】感染再拡大、5人以上での会食自粛など呼び掛け
12月	・「GO TOトラベル事業」全国一斉停止 ・【県内】新型コロナ警戒度「特定警戒」、外出自粛呼び掛け
令和3(2021)年	・1都3県を対象に緊急事態宣言再発出(7日)
1月	・緊急事態宣言対象地域、栃木県を含む7都府県を追加(13日)
2月	・栃木県の緊急事態宣言解除(8日) ・新型コロナワクチン、国内接種開始
3月	・緊急事態宣言全面解除(22日) ・【県内】県内養鶏場で初めて高病原性鳥インフルエンザ発生 ・【県内】東京2020オリンピック聖火リレー 57年ぶり本県で実施

県民経済計算とは？

栃木県の経済全体を把握するため

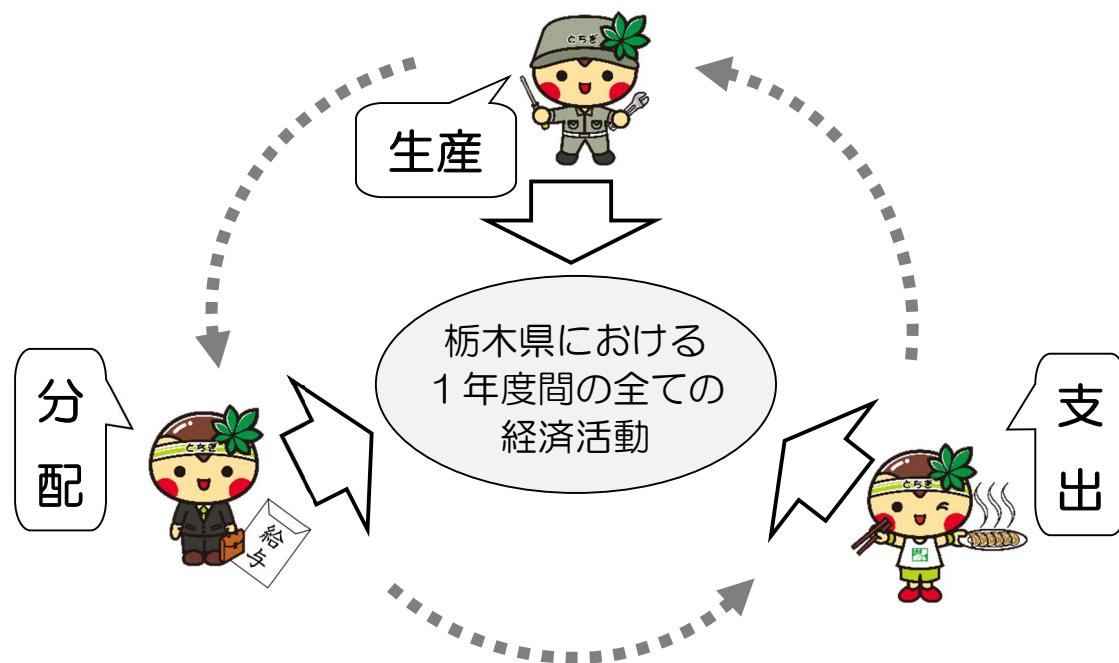
…【目的】

栃木県において企業、個人事業者、国・県・市町、各種団体、個人(家計)等さまざまな

経済活動主体により行われた1年間(年度単位)の全ての経済活動について …【対象】

生産・分配・支出という三側面から金額ベースで推計したものです。

…【方法】



- ◆ **生産面からの推計**とは、企業、個人事業者、国・県・市町、各種団体等がモノやサービスを生産したことによって生み出された新たな価値(付加価値)について、産業、業種等の区分により推計したものであり、産業構造等を知ることができます。

- ◆ **分配面からの推計**とは、これら生産を行う者がモノやサービスを供給したことによって得た付加価値の対価が、雇用者への賃金や企業の利潤等としてどのように分配されたかを推計したものです。

- ◆ **支出面からの推計**とは、モノやサービスの供給に対して行われた家計、企業等の支出について、供給されたモノやサービスの性質と支出主体に着目して推計したものです。家計、企業等の支出の構造、見方を変えれば家計、企業等へのモノやサービスの供給の構造を知ることができます。

なお、経済活動を生産・分配・支出の三側面から把握するということは、基本的には同じ範囲の経済活動を対象として把握するということですが、県民経済計算で把握の対象とする経済活動の範囲はそれぞれの面で多少違いがあります。

それは、把握の対象とする経済活動の範囲を、県内で行われた経済活動とする方法(県内ベース)と県内の居住者・事業所等が行った経済活動(県外で行った経済活動も含まれる)とする方法(県民ベース)があるのは、目的に応じてより正確な推計をするために、これらの方法を使い分けていることによります。

三側面からの推計の項目や把握の対象とする経済活動の範囲の違いなどを表すとおむね次のようになりますので、Iの推計結果の概要の統計表を御覧いただく際の参考としてください。

◆生産と分配

	県外	県内	
生産	・市場生産者の生産額	・非市場生産者(政府)の生産額	県内で市場生産者、非市場生産者(政府)、非市場生産者(非営利)によって生産されたモノやサービスの生産額であり、 県内ベース での推計です。 生産額とは、産出額(原材料費等を含む販売額相当額)から原材料費等を除いて求める 付加価値額 です。原材料費等を除くのは、生産物が他の生産物の原材料となる場合に前者の産出額と後者の原材料費が二重計上となるのを避けるためです。
	・非市場生産者(非営利)の生産額 等		
	・県民雇用者報酬 ・財産所得 ・企業所得	(固定資本減耗分等)	
分配			県民雇用者報酬(県内に居住する雇用者への賃金等)、企業所得(県内の事業所が得た利潤等)などで、 県民ベース での推計であり、県内に居住し県外で働く雇用者の賃金など県外からの所得も含みます。 なお、生産に伴う付加価値に対する対価のうち固定資本減耗(企業の減価償却費等)等は分配はなされないこととしているため、生産と分配で差異が生じます。

◆生産と支出

	生産		
移入	・市場生産者の生産額 ・非市場生産者(政府)の生産額 ・非市場生産者(非営利)の生産額 等		まず、民間最終消費支出(家計消費など)、地方政府等最終消費支出(県・市町村等の消費支出)、総資本形成(住宅投資・企業の設備投資・公共投資など)については、家計、企業等の支出構造、モノやサービスの供給構造を把握するため、基本的には 県民ベース で推計します。これには、県外からの供給に対する支出(移入)も含みます。 なお、 県内ベース では移出(県内で生産され県外に供給された分)等も支出の一部となります。 よって、民間最終消費支出等から移入分を除き移出等を加えると、全体が 県内ベース となり、生産と別の側面から見たことになりますので、生産と支出の金額は一致します。
	・民間最終消費支出 ・地方政府等最終消費支出 ・総資本形成	移出等	
	・民間最終消費支出 ・地方政府等最終消費支出 ・総資本形成	移出入(純)等	
支出			しかし、民間最終消費支出等のうちの移入分や移出等は金額を正確に把握することが困難なため、現実的にはこのような表示は困難です。 そこで、生産と民間最終消費支出等との差額は移出等と移入分の差額(移出入(純)等)に等しいことに着目し、支出については民間最終消費支出等と移出入(純)等という構成で表示しています。

◆分配と支出

	分配		
支出	・県民雇用者報酬 ・財産所得 ・企業所得		県民雇用者報酬、企業所得等の一部が民間最終消費支出等の一部にあてられます。 (両者の金額的な対応関係はありません。)
	↓		
	・民間最終消費支出 ・地方政府等最終消費支出 ・総資本形成	移出入(純)等	